**３．大阪府における相談支援従事者研修について**

「相談支援専門員」の研修体系の見直しについては、平成30年3月の厚労省主催の主管課長会議において、「相談支援の充実」のために相談支援専門員の「初任者研修」「現任研修」を見直し、令和元年度（平成31年度）から新体系に基づいて研修を実施するとされていたことから、大阪府では、平成30年に、大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会に、「相談支援従事者研修内容検討ワーキンググループ」を設け、新カリキュラムに対応した研修内容（プログラムや演習マニュアル等）の検討が行われました。

　　　この研修の見直しについては、2020年度（令和2年度）以降に延期されることとなったため、令和元年度も、引き続き、平成30年度の成果物をもとに、検討が行われ、令和２年度から実施する相談支援従事者研修プログラム及び演習マニュアルが作成されました。令和2年度以降も、研修実施後には実施上の課題や問題点の検証を行い、研修内容の充実を図っていきます。

**（１）相談支援従事者初任者研修**

相談支援専門員として従事するために必要な研修としては、まず、相談支援従事者初任者研修（以下、「初任者研修」という。）があります。

初任者研修の修了と厚生労働省告示に定められた実務経験を満たすことにより、指定特定相談支援事業所等の相談支援専門員として従事することが可能になります。初任者研修では、障がい者の地域生活とその支援、障がい者の自立と尊厳の確保、社会参加、自己決定（意思決定）への支援、権利擁護、エンパワメント、リカバリ―、障がいのある人を含めた誰もが暮らすことのできる地域づくりを扱います。

この研修は、ケアマネジメントの基本姿勢及び地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために基本相談支援を適切に行える相談支援専門員の育成を基盤とし、計画相談支援（サービス利用支援・継続サービス利用支援）について専門的な知識及びスキルを身につけるための育成を行うことを目的として実施されます。

相談支援専門員として、ケアマネジメントプロセスに沿って、本人の意思と同意のもとにサービス等利用計画を作成し、その計画に沿った支援を実施し、定期的なモニタリングの実施やそれに伴う計画の見直し等を行いながら継続的に支援する一連の業務ができることをめざしています。

　　　演習及び実習については、大阪府が作成した「大阪府相談支援従事者初任者演習マニュアル」に沿って、演習及び実習を行います。必修化されたインターバル（課題実習）では、実践例によるアセスメント、サービス等利用計画案を作成するとともに、自らの業務地域の概要や資源の状況、自立支援協議会の状況を調査します。地域を知り、地域とつながることで、今後、地域や職場で実地教育（OJT）が進むことが期待されます。

**《演習目標》**

**●障がい者ケアマネジメントのプロセスを実践的に理解する。**

**●利用者を主体としたサービス等利用計画を作成できるようになる。**

**（２）相談支援従事者現任研修**

相談支援従事者現任研修（以下、「現任研修」という。）は、相談支援専門員として従事を続けるためのいわゆる更新研修として位置付けられており、初任者研修修了の翌年度を初年度として5年以内毎に修了することが必要とされています。（「現任研修受講イメージ」参照）。

なお、令和2年度からは、相談支援に関する一定の実務経験の要件が必要となります。初めての現任研修の受講にあたっては、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること、2回目以降の現任研修では、「過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること」又は「相談支援業務に従事していること」が受講要件になります。ただし、令和2年4月1日より前5年間の旧カリキュラム（現任研修、主任研修、初任者研修）の研修修了者は、令和2年度以降の「初回の受講時は要件を求めない」との経過措置があります。

現任研修では、初任者研修で学んだ知識と実務を行う中で得た経験を踏まえ、自らが担当した事例をもとに業務の振り返りを行うとともに、相談支援に求められるチームアプローチ（多職種連携）、地域をつくる相談支援（コミュニティソーシャルワークの実践）、地域に即した相談支援（スーパービジョンの実践）等の「個別課題を地域課題へとつなげるスキルを身に付けるよう演習を実施し、相談支援専門員としての更なる質の向上をめざします。

　　　演習及び実習については、大阪府が作成した「大阪府相談支援従事者現任演習マニュアル」に沿って、演習及び実習を行います。インターバル（課題実習）においては、実践例の課題について地域で意見・助言等を受けて支援を実施するほか、地域自立支援協議会に参画し、協議会の開催状況や事例検討会等の有無等について調べ、地域の相談支援体制を理解します。自らの支援について、地域で指導・助言を受けてくることで、研修修了後も継続して助言等が受けられることが期待されます。

**《演習目標》**

**●意思決定支援を通して生きがいや自己肯定感を高めることのできる支援（ストレングス）、相談支援の技術と能力を獲得する。**

**●チームアプローチ（多職種連携）の理論と方法を学び、実践においてチームアプローチを展開する技術と能力を獲得する。**

**●コミュニティワーク（地域とのつながりやインフォーマルサービスの活用、社会資源の開発等）の理論と方法を理解し、実践する力を獲得する。**

**●グループスーパービジョンの理論と方法を学び、実践事例を用いてグループスーパービジョンワークを実施体験することで、他者の意見からの気づきを知り、自らの支援について、助言・指導を受けることの重要性を理解しようとする。**

**（３）主任相談支援専門員養成研修**

主任相談支援専門員研修（以下、「主任研修」という。）」については、令和元年度以降準備が整った都道府県から順次実施することとなり、大阪府においては、令和元年度から実施しています。

主任研修は、相談業務全般のマネジメント及び支援困難ケースへの対応など高度な相談支援、また、社会資源の開発・連携や、地域住民への啓発活動を通じた地域社会への働きかけを行える主任相談支援専門員を養成することを目的としています。

大阪府では、主任研修の修了後には、市町村自立支援協議会など地域の相談支援体制について協議する場へ参画し、地域の中核的な役割を果たすとともに、人材育成に係る役割として、カリキュラム改定後（令和２年度以降）の大阪府相談支援従事者初任者研修及び現任研修で行う実習受入れへの参画と受講生への指導的役割、大阪府が実施する主任研修の企画立案への参画及び同研修の講師としての役割などを担っていただくことが重要であると考えており、主任相談支援専門員として、その役割が十分に果たされることで、障がい児者の相談支援の質的向上につながるものと考えられます。

旧カリキュラムでは、初任者研修で資格を得て、現任研修を受けて更新するものでしたが、新カリキュラムでは、

人材育成・地域づくりを進めるために、初任者研修から主任研修までが連動した内容となっています。

**●初任者研修では、『地域を知る（顔見知りになる）』**

**●現任研修では、『地域を知って、地域へアクセスする（連携を深める）』**

**●主任研修では、『地域をつくる（体制づくりをする）』**